

国住指第256号
平成20年4月22日

北海道開発局事業振興部長
各地方整備局建政部長
内閣府沖縄総合事務局開発建設部長

殿

国土交通省住宅局建築指導課長

四号建築物に係る確認・検査の特例の見直しについて

小規模な木造戸建て住宅等の建築基準法（昭和25年法律第201号。）第6条第1項第4号に掲げる建築物については、建築基準法第6条の3及び第7条の5において、建築士が設計・工事監理を行った場合に構造耐力等に関する規定の審査を行わないという確認・検査の特例（以下「四号特例」という。）の規定が置かれています。

先般、四号特例が適用された建売住宅において、壁量計算を行っていない等の不適切な設計が行われ、約1,800棟の住宅で構造強度不足が明らかになる事案が発生したことを踏まえ、四号特例の見直しを予定しているところですが、見直しの具体的な内容や時期については今後の検討課題であり、また、その実施にあたっては、設計及び審査の現場が混乱しないよう十分に周知等を図ることとしています。

つきましては、四号特例の見直しに係る当面の対応について、別添のとおり建築関係者向けの文書を作成しましたので、建築確認手続きの際に当該文書を申請者に配布するなど、その周知方よろしくお願いします。

貴職におかれましては、貴地方整備局長指定の指定確認検査機関に対して、この旨周知方願います。

なお、国土交通大臣及び都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

建築関係者の皆様へ

国土交通省住宅局建築指導課

小規模木造建築物等に係る構造関係規定の審査省略特例の見直しについて

現在、小規模木造建築物など建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物については、建築士が設計・工事監理を行った場合には、建築確認等において構造関係規定の審査を省略することになっています。過日、この審査省略特例（以下「四号特例」といいます。）が適用された建売住宅において、不適切な設計が行われ、約1,800棟の住宅で構造強度不足が明らかになる事案が発生しました。

こうした問題を踏まえ、今後四号特例を見直すことにしていますが、その実施にあたっては設計及び審査の現場が混乱しないよう十分に周知等を図ってまいりますので、建築関係者の皆様におかれては下記の点にご留意ください。

記

【留意点その1】 今後、構造設計一級建築士制度の創設等を内容とする改正建築士法が施行されますが、四号特例の見直しを改正建築士法の施行と同時に実施するものではありません。四号特例の見直しは、設計者等が十分に習熟した後に行うことにしており、その実施時期はまだ決まっておりません（別途、建築基準法施行令の改正により決定することになります。）。

（注）

・改正建築士法の施行期日は、原則として平成20年11月末頃（ただし、一定の建築物について構造設計一級建築士による設計又は法適合確認を義務付ける等の改正に係る施行期日は平成21年5月末頃）を予定しています。

【留意点その2】 四号特例の見直しに関連し、本年夏頃より全国各地で、設計者など実務者向けに戸建て木造住宅の構造計画に関する講習会を実施します。

（注）

・講習会は、(財)日本住宅・木材技術センターの主催により実施する予定です。

木造軸組工法住宅の改正建築基準法における建築確認申請対応の解説

改正建築基準法が H19 年 6 月 20 日に施行されます。

今回の改正に伴う木造軸組工法住宅の建築確認に関する主な改正事項を掲載します。

申請内容の訂正等について

従来、設計図書に関係法令に適合しない箇所や不整合な箇所がある場合には、建築主事等が申請者にその旨を連絡し、補正させた上で確認するという慣行がみられましたが、こうした慣行が構造計算書偽装問題等の一因となっていたことを踏まえ、今回の改正で制定した確認審査等の指針（告示）においては、容易に推測できる誤記や記載漏れなどを除き、図書の差替えや訂正がある場合には、再申請を求めるとしています。したがって、申請者は申請前に設計図書のチェックを十分に行うことは当然のこと、あらかじめ建築計画の内容を確定した上で、確認申請を行う必要があります。

建築確認に必要な「設計図書」と「構造計算書」

1. 設計図書

確認申請に当たっては次に掲げる設計図書を提出することになります。

なお、一般的な 2 階建て以下の木造住宅については「確認の特例」(注 1) が適用されるため、その特例が見直されるまでの間(注 2) は従来どおり下記に掲げる「図書」のみで申請可能です。

(注 1)「確認の特例」対象建築物：都市計画区域内または準都市計画区域内等における次に該当する建築物（法 6 条第 1 項第 4 号の建築物）で建築士が設計したもの。

【木造】2 階建て以下、延べ面積 500 m²以下、高さが 13m かつ軒の高さが 9m 以下の建築物

(注 2)「確認の特例」の見直し：平成 20 年 12 月までに見直される見込。

（それ以降は、専門能力を有する建築士による設計の場合のみ特例が設けられる予定）

(注 3) 施行規則第 1 条の 3 第 6 項の規定により、下記の図書に明示すべき事項を他の図書に明示した場合は、当該図書に明示する必要はなく、また、明示すべき全ての事項を他の図書に明示した場合は、申請書に当該図書を添付する必要はありません（例えば、「2 面以上の軸組図」に明示すべき事項を「立面図」や「各階床伏図」に全て明示した場合などの省略などが考えられます）。

図書：「確認の特例」対象建築物

+ 施行規則第 1 条の 3 第 1 項表 2 に掲げる図書のうち適用のある条文に係る図書

図書の種類	明示すべき事項	
付近見取図	・ 方位、道路及び目標となる地物	既
配置図	・ 縮尺及び方位 ・ 敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別 ・ 擁壁の設置その他安全上適当な措置 ・ 土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ ・ 敷地の接する道路の位置、幅員及び種類 ・ 空地の面積及び位置、道路に接して有効な部分の面積及び位置、工作物の位置	既
法 52 条 空地、特定道 路関連	・ 前面道路及び前面道路が接続する特定道路の位置及び幅員並びに当該特定道路から敷地が接する前面道路の部分の直近の端までの延長 ・ 前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の各部分の高さ	

令 135 条 天空率関連	<ul style="list-style-type: none"> 申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の前面道路の境界線からの後退距離 地盤面からの申請に係る建築物及び隣地、北側高さ制限適合建築物の各部分の高さ 申請に係る建築物及び道路、隣地、北側高さ制限適合建築物について算定した天空率 防災都市計画施設に面する方向の立面図 	
各階平面図	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺、方位 間取、各室の用途及び床面積 壁の位置及び種類 開口部の位置 延焼のおそれのある部分の外壁の位置（及び構造） 	既
使用建築材 料表	<ul style="list-style-type: none"> 内装の仕上げに用いる建築材料の種別及び面積 建築物の基礎、主要構造部及び安全上、防火上又は衛生上重要である部分に使用する指定建築材料の種別 使用する指定建築材料の品質が適合するに日本工業規格又は日本農林規格及び当該規格に適合することを証する事項 	既
室内仕上表	<ul style="list-style-type: none"> 特殊建築物の内装制限に係る部分の仕上げの材料の種別及び厚さ 	既

改正前より提出義務があるものを「既」、6月20日以降新たに提出すべき図書として追加されたものを「新」と標記しています。以下の表においても同様です。

図書：「確認の特例」対象外の建築物、また現時点で「確認の特例」対象建築物であっても特例見直し（1ページ（注2）参照）以降は図書に加え以下の図書が必要になります。

図書の種類	明示すべき事項	
床面積求積図	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算定式 	新
2面以上の立面図	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺・開口部の位置 延焼のおそれのある外壁及び軒裏の構造 	新
2面以上の断面図	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺・地盤面 各階の床及び天井の高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ 	新
地盤面算出表	<ul style="list-style-type: none"> 建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ 地盤面を算出するための算定式 	新
基礎伏図	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺並びに構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法 	新
各階床伏図	同上	新
小屋伏図	同上	新
2面以上の軸組図	同上	新
構造詳細図	<ul style="list-style-type: none"> 屋根ふき材の種別 柱の有効細長比(令 43 条に適合していることを確認できること) 構造耐力上主要な部分である軸組、継手又は仕口等の構造方法 外壁のうち、軸組が腐りやすい構造である部分の下地 構造耐力上主要な部分である部材の地面から 1M 以内の部分の防腐又は防蟻措置 	新
使用構造材料一覧表	<ul style="list-style-type: none"> 構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質 	新
基礎・地盤説明書	<ul style="list-style-type: none"> 支持地盤の種別及び位置 基礎の種類 基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置 基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出方法 木ぐい及び常水面の位置 	新
施工方法等計画書 (杭工事の場合のみ)	<ul style="list-style-type: none"> 打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対する構造耐力上の安全性を確保するための措置 	新
壁量計算書	<ul style="list-style-type: none"> 令 46 条第 4 項に規定する基準への適合性を確認できる計算書 	新
接合金物図面	<ul style="list-style-type: none"> 令 47 条第 1 項に規定する構造方法（平成 12 年告示 1460 号）の適合性を確認できるもの 	新

2. 構造計算書

以下の建築物については下記の**構造計算書A～C**を上記の図書、に加え提出することになります。

- 高さ 13M 以下かつ軒高さ 9M 以下のもので、3 階建もしくは 2 階建て以下の面積が 500 m²を超えるもの
構造計算書 A（許容応力度計算 ルート 1）
- 高さ 13M 超え、または軒高さ 9M 超えるもの（構造計算適合性判定が必要となります）
構造計算書 B（許容応力度等計算ルート 2）
- 限界耐力計算により安全性を確かめた建築物（構造計算適合性判定が必要となります）
構造計算書 C（限界耐力計算ルート）

構造計算書 A（許容応力度計算 ルート 1）

高さ 13m 以下かつ軒高さ 9m 以下のもので、3 階建もしくは 2 階建て以下の面積が 500 m²を超えるもの

構造計算書の種類	明示すべき事項	
構造計算概要書	・国土交通大臣が定める様式による構造計算概要書に記載すべき事項	新
構造計算チェックリスト	・プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によって安全性を確かめることのできる建築物の構造の種類、規模その他プログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項	新
* 略伏図	・各階の構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置	新
* 略軸組図	・すべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置	新
部材断面表	・各階及びすべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び仕様	新
荷重・外力計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・固定荷重の数値及びその算出方法 ・各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法 ・各階又は各部分の用途ごとに特殊な荷重の数値及びその算出方法 ・積雪荷重の数値及びその算出方法 ・風圧力の数値及びその算出方法 ・地震力の数値及びその算出方法 ・土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びその算出方法 ・略伏図上に記載した特殊な荷重の分布 	既
応力計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法 ・地震時(風圧力によって生ずる力が地震力によって生ずる力を上回る場合にあっては暴風時)における柱が負担するせん断力及びその分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分担率 ・国土交通大臣が定める様式による応力図及び基礎反力図に記載すべき事項 	既
断面計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む)の位置、部材に付す記号、部材断面の仕様、部材に生じる荷重の種類及び当該荷重が作用する方向 ・構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む)の軸方向、曲げ及びせん断それぞれの応力度 ・構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む)の軸方向、曲げ及びせん断それぞれの許容応力度 ・構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む)の応力度と許容応力度の比率 ・国土交通大臣が定める様式による断面検定比図に記載すべき事項 	既
基礎ぐい等計算書	・基礎ぐい、床版、小ばりその他構造耐力上主要な部分である部材に関する構造計算の計算書	既
屋根ふき材等計算書	・令 82 条の 4 に規定する構造計算の計算書（平 12 告示 1458 号）	既
使用上の支障に関する計算書	・令 82 条第 4 号に規定する構造計算の計算書（平 12 告示 1459 号）（たわみ計算等）	既

* この表の略伏図及び略軸組図は、構造計算における架構の様相を示した図に代えることができるとされているほか、プログラムによる構造計算を行わない場合にあっては省略することができることとされています。

構造計算書B（許容応力度等計算 ルート2）

最高高さ13m超え、または軒高さ9m超えるもの（構造計算適合性判定が必要となります）

構造計算書Aに加え以下の構造計算書が必要になります

構造計算書の種類	明示すべき事項	
層間変形角計算書	<ul style="list-style-type: none"> 層間変位の計算に用いる地震力 地震力によって各階に生ずる水平方向の層間変位の算出方法 各階及び各方向の層間変形角の算出方法 	既
剛性率・偏心率等計算書	<ul style="list-style-type: none"> 各階及び各方向の剛性率を計算する場合における層間変形角の算定に用いる層間変位の算出方法 各階及び各方向の剛性率の算出方法 各階の剛心周りのねじり剛性の算出方法 各階及び各方向の偏心率の算出方法 令82条の6第3号に規定に基づき国土交通大臣が定める基準による計算の根拠 	既

構造計算書C（限界耐力計算ルート）

限界耐力計算により安全性を確かめた建築物（構造計算適合性判定が必要となります）

構造計算書Aに加え以下の構造計算書が必要になります

構造計算書の種類	明示すべき事項	
積雪・暴風時耐力計算書	<ul style="list-style-type: none"> 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む)生じる力の数値及びその算出方法 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む)の耐力の数値及びその算出方法 	既
損傷限界に関する計算書	<ul style="list-style-type: none"> 各階及び各方向の損傷限界変位の数値及びその算出方法 建築物の損傷限界固有周期の数値及びその算出方法 建築物の損傷限界固有周期に応じて求めた地震時に作用する地震力の数値及びその算出方法 表層地盤による加速度の増幅率G_sの数値及びその算出方法 各階及び各方向の損傷限界耐力の数値及びその算出方法 	既
安全限界に関する計算書	<ul style="list-style-type: none"> 各階及び各方向の安全限界変位の数値及びその算出方法 建築物の安全限界固有周期の数値及びその算出方法 建築物の安全限界固有周期に応じて求めた地震時に作用する地震力の数値及びその算出方法 各階の安全限界変位の当該各階の高さに対する割合及びその算出方法 表層地盤による加速度の増幅率G_sの数値及びその算出方法 各階及び各方向の保有水平耐力の数値及びその算出方法 構造耐力上主要な部分である柱、はり若しくは壁又はこれらの接合部について、局部座屈、せん断破壊等による構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生ずるおそれのないことについての検証内容 	既
土砂災害特別警戒区域内破壊防止計算書	<ul style="list-style-type: none"> 令82条の5第8号に規定する構造計算の計算書 	既

3. 確認申請時の注意事項

別記第2号様式による正本1通及び副本1通（構造計算適合性判定が必要なものは副本2通）また、正本に添える設計図書へは当該図書の設計者の記名及び押印が必要です。

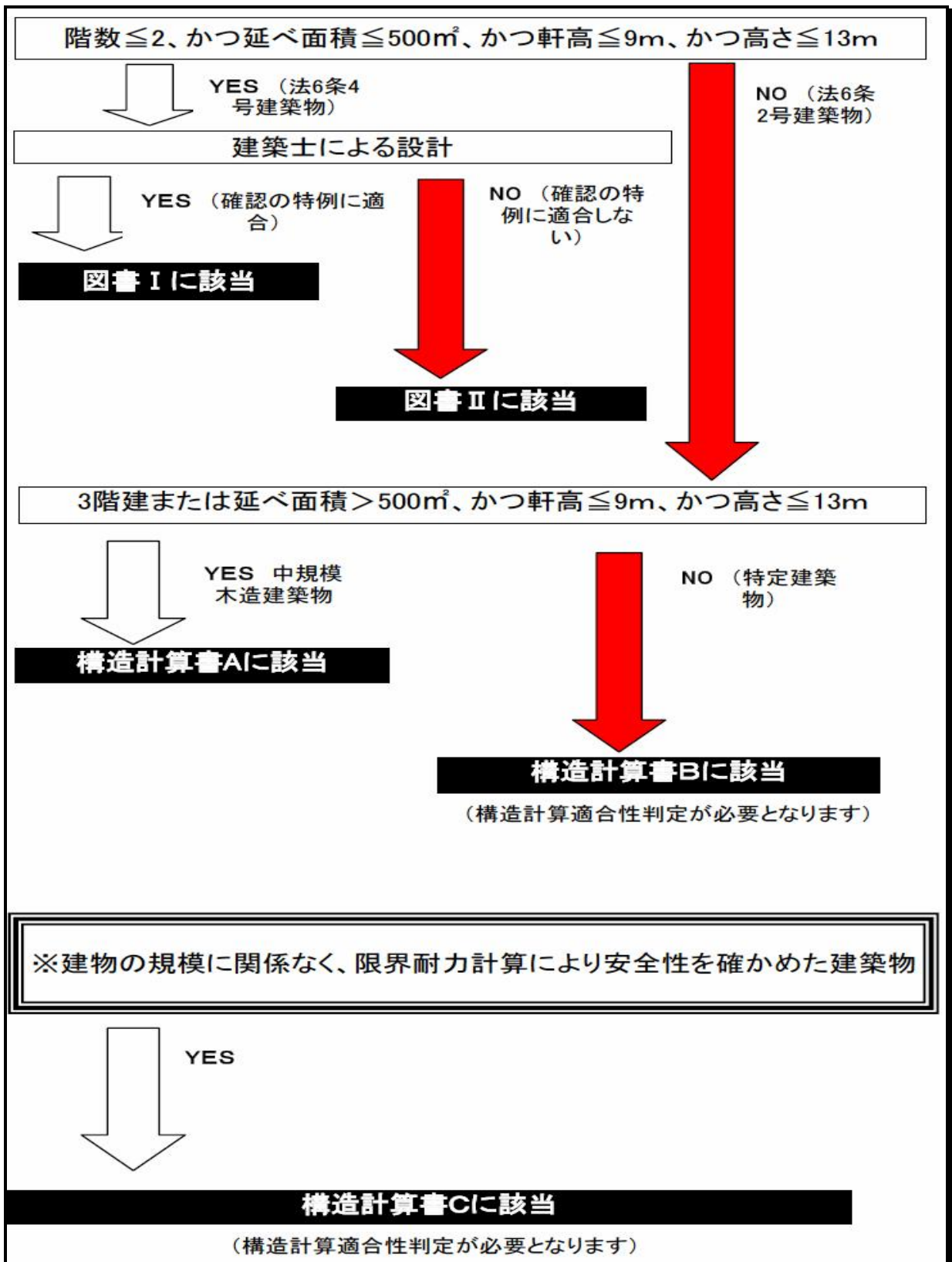
別記第3号様式による建築計画概要書が必要です。

代理者によって申請をおこなう場合委任状の添付が必要です。

設計者または工事監理者の建築士免許証の写しの添付が必要です。

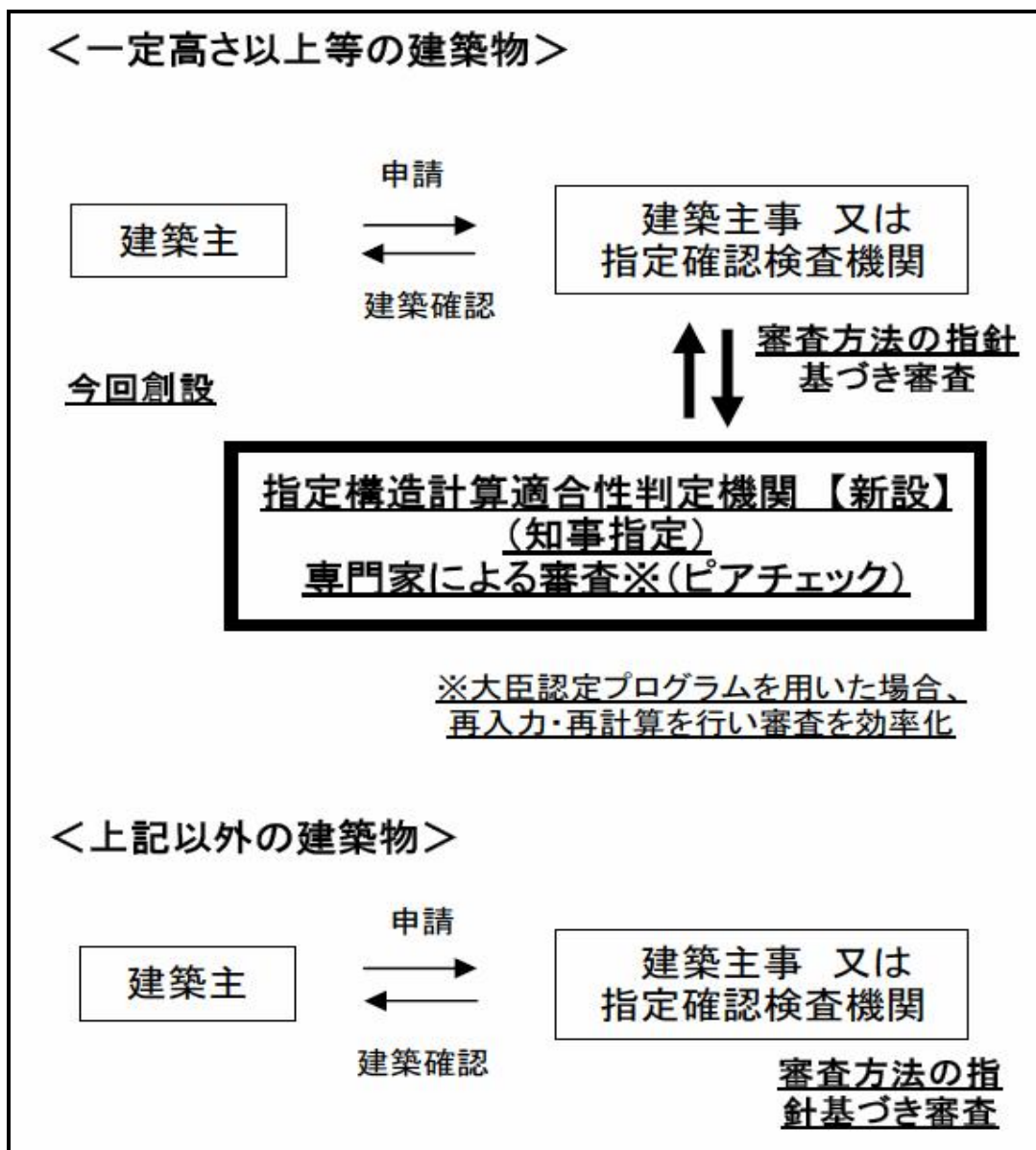
申請に係る建築物が建築士による構造計算によって安全性を確かめられたものである場合はその証明書の写しの添付が必要です。

H 1 9 年 6 月 2 0 日 施 行 の 改 正 建 築 基 準 法 に お け る 木 造 軸 組 工 法 の 確 認 申 請 図 書 フ ロ ー



一定の高さ以上等の建築物 について、指定機関による構造計算審査が必要になりました。

- ・ 木造：高さ 13m超または軒の高さ 9m超
- ・ 建物の高さに関係なく、限界耐力計算により安全性を確かめたもの
- ・ 大臣認定プログラムを使用したもの 等



その他追加事項

せっこうボードの壁倍率訂正について

一部倍率が 1.0 から 0.9 に訂正されたほか、構造用せっこうボードの壁倍率の追加がありました。

本資料は現在整理中のものであり、内容に変更があり得ることに留意下さい。

また、今回の改正建築基準法について、詳しくは国土交通省のHPで確認願います。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/h18_kaisei.html